

岐阜市信用保証協会 のあり方について

報告書

平成24年3月

**岐阜市信用保証協会
のあり方検討委員会**

目次

1. 岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会の目的	1
2. 岐阜市信用保証協会の現状	2
(1) 信用保証協会の役割	
(2) 岐阜市信用保証協会の概要	
(3) 岐阜市の経済的位置づけと岐阜市信用保証協会の位置づけ	
3. 岐阜市信用保証協会の課題	6
(1) 併存協会の現状	
(2) 信用保証協会を取り巻く環境	
4. 岐阜市信用保証協会のあり方の検討	9
(1) 岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書	
(2) 「併存協会」「単独協会」のメリット、デメリット	
(3) 岐阜市信用保証協会の実績	
5. 岐阜市信用保証協会のあり方	18
(1) 結論	
(2) 判断の理由	
資料編	20

1. 岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会の目的

岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会は、市内中小企業者の経営基盤の強化と地域経済の発展に貢献するために設立された岐阜市信用保証協会の今後のあり方を検討することを目的とし、その必要性について様々な角度から検証を行い、岐阜市信用保証協会のあり方について報告書をまとめることとする。

2. 岐阜市信用保証協会の現状

(1) 信用保証協会の役割

信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づき「中小企業者等のために信用保証業務を行い、金融の円滑化を図ることでその支援、育成を行うこと」を目的とした特殊法人であり、全国に52の協会が設立している。

その内訳は、各都道府県を単位として47協会あり、市を単位として5協会（岐阜市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市）ある。

※市単位の5協会を管轄する自治体の内、岐阜市は中核市であり他の4市は政令市である。

※過去において、市単位では5協会の他に能代信用保証協会（秋田県）が存在していたが、昭和38年2月に秋田県信用保証協会と合併したことで解散した。

(2) 岐阜市信用保証協会の概要

岐阜市信用保証協会は、昭和24年4月28日に岐阜市、中小企業者の出捐により社団法人岐阜信用保証協会（事務所は岐阜市役所経済部内）として設立され、昭和28年に特殊法人岐阜市信用保証協会へ名称変更した。

事務所の所在地は、数度の移転を経ながら現在地（岐阜市明徳町）に至っている。

★平成23年3月末のデータ

設立年月日	昭和24年4月28日（設立後62年）
理事職員数	理事9名（うち常勤2名）、監事3名（うち常勤1名）、職員31名
基本財産	62億88百万円
利用者数、利用率	4,729社、19.5%
保証承諾（H22年度）	2,188件、331億73百万円
期末保証債務残高	8,847件、955億55百万円
代位弁済（元利）	181件、21億20百万円
求償権回収額	8億40百万円
求償権残高	682件、17億99百万円
業務内容	岐阜市信用保証協会制度、岐阜市制度に対する保証

(3) 岐阜市の経済的位置づけと岐阜市信用保証協会の位置づけ

①岐阜市の経済的位置づけ

岐阜市は中核市であり、平成23年度において全国に41の中核市が存在する。中核市の中で信用保証協会が存在しているのは岐阜市のみであり、信用保証協会が存在しない他の中核市と比べ岐阜市が経済的にどのような位置づけとなっているのかを確認する。

ア. 人口（H22国勢調査速報）、事業所数（H21経済センサス）

- ・人口は19位に位置し、中核市平均とほぼ同じである。
- ・事業所数は6位に位置し、中核市平均を上回る。
- ・事業所数のうち、小規模事業所数は3位に位置する。

	岐阜市	中核市平均
人口	413,239人	413,353人
事業所数	24,209事業所	18,548事業所
(うち小規模事業所数)	(16,486事業所)	(12,001事業所)

イ. 廃業事業所数、廃業率（H21経済センサス）

- ・廃業事業所数6位に位置し中核市平均を上回る。
- ・廃業率は21位に位置し中核市平均と同じである。

	岐阜市	中核市平均
廃業事業所数	4,203事業所	3,174事業所
廃業率	15.7%	15.7%

ウ. 法人市民税（H21決算）

- ・法人市民税は19位に位置し中核市平均とほぼ同じである。

	岐阜市	中核市平均
法人市民税	4,848,004千円	4,749,754千円

エ. 完全失業率（H17国勢調査）

- ・全体では15位に位置し中核市平均を下回る。
- ・10代から60代までの各年代においては中核市平均より良い数値で、70代以降は中核市平均より悪い数値である。

	岐阜市	中核市平均
全体	5. 6 2 %	6. 1 3 %
1 5 ～ 1 9 歳	1 1. 7 3 %	1 4. 1 1 %
2 0 ～ 2 4 歳	8. 8 3 %	1 0. 5 2 %
2 5 ～ 2 9 歳	7. 3 0 %	8. 1 4 %
3 0 ～ 3 4 歳	5. 9 2 %	6. 4 7 %
3 5 ～ 3 9 歳	5. 1 1 %	5. 5 4 %
4 0 ～ 4 4 歳	4. 1 8 %	4. 4 8 %
4 5 ～ 4 9 歳	3. 8 1 %	4. 0 7 %
5 0 ～ 5 4 歳	4. 2 7 %	4. 4 1 %
5 5 ～ 5 9 歳	4. 7 0 %	5. 0 0 %
6 0 ～ 6 4 歳	6. 6 3 %	7. 4 6 %
6 5 ～ 6 9 歳	5. 6 4 %	6. 2 1 %
7 0 ～ 7 4 歳	4. 0 9 %	3. 9 5 %
7 5 ～ 7 9 歳	3. 0 6 %	2. 6 5 %
8 0 ～ 8 4 歳	3. 0 1 %	2. 4 9 %
8 5 歳以上	4. 3 2 %	3. 2 0 %

②岐阜市信用保証協会の位置づけ

全国の 5 2 協会の中で岐阜市信用保証協会はどのような位置づけとなっているのかを確認する。

ア. 基本数値（H 2 2 実績）

- ・保証承諾額、回収額、保証債務残高は 5 2 位である。
- ・代位弁済額は 5 1 位である。
- ・代位弁済率は 2 2 位である。

	岐阜市信用保証協会	1 位の信用保証協会	
保証承諾額	3 3 1 億 7 3 百万円	東京都	2 兆 2, 1 0 4 億 5 8 百万円
代位弁済額	2 1 億 2 0 百万円	東京都	1, 5 5 9 億 5 0 百万円
代位弁済率	2. 2 2 %	山形県	1. 1 5 %
回収額	8 億 4 0 百万円	東京都	2 4 6 億 6 1 百万円
保証債務残高	9 5 5 億 5 5 百万円	東京都	5 兆 4, 0 4 2 億 7 2 百万円

イ．収支計算書（H 2 2 実績）

・経常収入、経常支出、経常外収入、経常外支出は5 2 位である。

	岐阜市信用保証協会	1 位の信用保証協会	
経常収入	1 0 億 9 1 百万円	東京都	6 8 1 億 3 百万円
経常支出	7 億 6 2 百万円	東京都	3 2 9 億 5 8 百万円
経常外収入	2 9 億 3 5 百万円	東京都	2, 1 1 3 億 3 9 百万円
経常外支出	3 2 億 4 5 百万円	東京都	2, 3 2 8 億 6 6 百万円

ウ．貸借対照表（H 2 2 実績）

・資産合計、負債合計、基本財産、正味財産合計は5 2 位である。

	岐阜市信用保証協会	1 位の信用保証協会	
資産合計	1, 0 6 9 億 4 9 百万円	東京都	6 兆 9 4 8 億 8 4 百万円
負債合計	9 9 8 億 8 2 百万円	東京都	5 兆 7, 9 0 3 億 1 2 百万円
基本財産	6 2 億 8 8 百万円	東京都	2, 2 0 5 億 7 2 百万円
正味財産合計	7 0 億 6 7 百万円	東京都	3, 0 3 5 億 7 2 百万円

3. 岐阜市信用保証協会の課題

(1) 併存協会の現状

信用保証協会は全国に52の協会が設立されており、市を単位とした5協会が都道府県を単位とした協会と併存している。

その1つが岐阜県と岐阜市であり、県内全域を業務のエリアとする岐阜県信用保証協会と岐阜市内全域を業務のエリアとする岐阜市信用保証協会の2協会が設立されている。そのため、岐阜市内の中小企業者は両方の信用保証協会を利用できる状況にある。

そうした中、平成20年6月の参議院経済産業委員会において民主党の議員から「神奈川県、大阪府、愛知県などは規模が大きいためしょうがないところもあるが、政令指定都市でもない岐阜県になぜ小規模協会が併存しているのか」との質疑があり、経済産業副大臣は「地元自治体あるいは商工関係団体等が中心となり、地域の中小企業の育成と支援のために協会の設立が必要であると歴史的にも判断された」「地元自治体や金融機関との緊密な連携の下で、地域の中小企業政策の重要な一翼を担う機関として独自の機能を果たしている」「保証残高は973億円だが、累計としてはいい形で保証業務を行っている」との答弁を行っている。

また、平成21年度には全国信用保証協会連合会から“中小企業庁からの口頭による要請”として、「事業規模の経営の効率化等を総合的に勘案し、中期的な組織のあり方について検討すること」「地元の自治体から損失補償等を含む十分な財政支援対策を図ること」があった。

(2) 信用保証協会を取り巻く環境

平成20年秋の世界的な金融危機以来、国内景気は大変厳しい状況にある。そうした中で、信用保証協会は中小企業者へ金融サポートを行ってきたが、信用保証協会自体についても制度の改正などにより、財務状況に影響が及ぶことが想定される。

①中小企業信用補完制度

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づく特殊法人で、その業務の範囲は法律により規定されている。信用保証協会が中小企業者の融資承諾を行う時、倒産などの債務不履行に備え日本政策金融公庫との間で信用保険契約の締結を行う。そして信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った時に、信用保険の種類に応じたてん補率による保険金を日本政策金融公庫

から受領する。

平成２２年度の日本政策金融公庫の保険収支（表１）は約４，３６０億円の赤字（平成１８年度と比べ２．５倍の増加）であり、過去５年間の状況を見ても毎年赤字である。また、平成２３年３月に発生した東日本大震災や戦後最高値となった円高、ユーロ圏での財政危機など日本経済に影響する懸念材料が数多く存在し、先行きが見えない状況であり、今後の状況次第で保険収支は更なる赤字の増加が危惧される。

一方、全国５２の信用保証協会の平成２２年度収支を総計すると、約９７０億円の黒字であり、収支における信用保険制度と信用保証制度のバランスが取れていない状況にある。そのため、適正な信用補完制度の運用を目指し、日本政策金融公庫は平成２３年度に保険料の増額改正を行った。この保険料の増額分は、信用保証協会が負担するものであり、今後の信用保証協会の財務に影響を及ぼす要因となる。

また、責任共有制度が導入されてから金融機関の負担金は信用保証協会の収入として取扱がなされていたが、平成２４年度からその一部を日本政策金融公庫へ還流することとなった。この負担についても信用保証協会の財務に影響を及ぼす要因となる。

しかし、保険収支の赤字は平成２０年秋頃のリーマンショックによる世界的な金融不安の解消や平成２３年３月に発生した未曾有の東日本大震災のための緊急保証によるところが大きく、中小企業融資を円滑に保つという国の「政策コスト」であり、収支の改善のみを目的とする制度の見直しは本来正しくないとの見解もある。

表１ 日本政策金融公庫の保険収支（ホームページより）

単位：百万円

年度	保険料	回収金	保険金	保険収支
H１８	１６２，２８０	１８３，９４４	５１８，３９０	▲１７２，１６５
H１９	１６５，４３２	１６５，７５８	５８０，５５９	▲２４９，３６７
H２０	１６８，６４５	１４０，７３６	７６８，９４５	▲４５９，５６３
H２１	１５８，７６１	１４２，０９３	８６８，７８９	▲５６７，９３３
H２２	１４７，４０９	１３９，３９５	７２２，８５０	▲４３６，０４５
H２３	８７，９３３	７５，７３１	４１４，１０７	▲２５０，４４２

※H２３は４月から１０月までの計

②地方自治体からの財政支援

地方自治体は、信用保証協会の運営に対し出捐金や補助金、損失補償などの各種の財政支援を行っている。

平成２３年度から保険収支の赤字を解消するため保険料の増額が行われたことで全国の信用保証協会の負担が増え、今後の信用保証協会の収支に影響を及ぼす恐れがある。仮に信用保証協会の収支が赤字となった場合、信用保証協会は自己の財源（収支差額変動準備金の取崩）で収支を整えることとなるが、この収支赤字が継続すると信用保証協会が破綻することとなりかねない。

よって、信用保証協会は中小企業者の融資による資金調達の上で必要な組織であることから、地方自治体は信用保証協会が破綻とならないよう財政支援を行うこととなるが、近年の景気低迷の中で、地方自治体においても財政が厳しい状況にあり、信用保証協会への支援が十分に行えないことも想定される。

4. 岐阜市信用保証協会のあり方の検討

当委員会では、4回（協議3回、まとめ1回）の委員会を開催して、岐阜市信用保証協会のあり方を検討した。

【委員会開催実績】

回数	開催日	協議事項
第1回	H 2 3 . 8 . 1 0 (水)	岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書について
第2回	H 2 3 . 1 0 . 1 8 (火)	併存協会について
第3回	H 2 3 . 1 2 . 1 9 (月)	併存協会について
第4回	H 2 4 . 2 . 1 4 (火)	まとめ

(1) 岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書

平成22年度、岐阜市信用保証協会と岐阜市の両職員による「岐阜市信用保証協会将来像検討会」が開催され、岐阜市信用保証協会のあるべき姿、「岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書」が策定された。

当委員会では、策定された報告書について検証を行った。報告書の概要と検討結果は以下のとおりである。

<報告書の概要>

I. 岐阜市信用保証協会の特色

- ・岐阜市中心部に位置し、市役所から徒歩5分圏内にある。
- ・市内中小企業者の5社に1社が利用しており、岐阜県信用保証協会の利用者の市内シェアを上回っており、地域密着型の信用保証協会である。
- ・市内中小企業者のニーズが直に吸い上げやすい。
- ・行政（市）と連携して中小企業者への支援を行っている。
- ・金融機関と連携し、期中管理面での協調関係を強化している。
- ・常勤監事を外部から登用し、会計経理の適正に期している。

★小規模協会ならではの「かゆいところに手が届く」信用保証制度の提供、信用保証サービスの提供が最大の強みである。

II. 岐阜市信用保証協会の現状分析

◇外的要因

- ・平成17年6月、信用補完制度が抜本的に見直された。
- ・平成20年6月、参議院経済産業委員会にて「なぜ岐阜市に信用保証協会があるのか」が質問された。

・平成20年7月、国の関係機関、日本政策金融公庫、全国信用保証協会連合会との間で、信用補完制度を巡る諸課題について研究会が行われ、保険料率の引き上げ、負担金の還流、制度関係者の負担のあり方などが提案された。

・平成21年度、全国信用保証協会連合会経由で中小企業庁より「事業規模と経営の効率化等を総合的に勘案し、中期的な組織のあり方について検討すること」が口頭であった。

◇内的要因

・利用度の高い保証制度（10制度）のうち、プロパー制度が6制度で、岐阜市制度が4制度である。

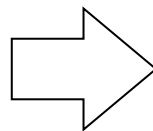
・岐阜市制度は破綻率の低いカテゴリーの中小企業者が多い。

・新規保証承諾、保証債務残高ともに、岐阜県信用保証協会のシェアが年々拡大している。

★内的要因の解決策として、「中小企業者、金融機関へ適切な保証制度の提案、提供を行う」「カテゴリーに応じた審査方法、連帯保証人、担保徴収等の検討を行う」ことが必要である。

Ⅲ. 利用者サービスの向上

- ・信頼される協会
- ・誠実かつ公正な態度
- ・良質なサービスの提供
- ・社会への貢献



利用者サービス
の向上

Ⅳ. 将来像

『岐阜市の政策実現の一翼を担う機関として・・・』

◇信頼のある協会

・法令遵守の徹底、金融機関への積極的な訪問、積極的なセールス・訪問活動、ワンストップサービスの提供、ワンストップサービスデイの開催、プロ意識の向上、情報公開

◇特色のある高品質なサービスを提供する協会

・顧客ニーズの把握、新商品（新制度）の開発、スピーディな対応、アフターケア、E S（職員満足）及びC S（顧客満足）の向上

◇親切・親身な協会

・開けた協会・風通しが良い協会、来協者の窓口対応、ホームページの充実、スペー

ス（新社屋の建設を含む）の確保

V. 岐阜市の取り組み

- ・融資制度の分かり易い広報
- ・政策実現のための融資制度の創設

< 検証 >

○金融機関の市内店舗で合同の説明会を定期的を開催していることは市保証の特色である。

○金融機関との協調という面では、市保証は積極的にさまざまなつながりを持とうという姿勢がある。

○市保証では中小企業者のニーズに応じた独自制度を設置しており、保証協会が2つあることで中小企業者にも金融機関にも選択肢が増える。

○市と県の2つの信用保証協会があることによって岐阜市内の顧客は他地域よりも制度融資の利用率が高い。

○2つの保証協会を利用できることで資金調達が円滑になっている。

○「2つ存在するからこそ切磋琢磨する」といった利点がある。

○以前は市保証と県保証の占めるシェアが概ね半々であったが、平成23年度に入り、東日本大震災復興緊急保証を進める中で、市保証の占めるシェアが増加し、役割が大きくなってきている。

○市、県で保証協会が2つ存在するのはさまざまな面からみて無駄で、非効率だ。

○岐阜市の施策は、必ずしも市保証でなくともできる。

○設置していることで自己満足をしてはいけない。

(2) 「併存協会」「単独協会」のメリット、デメリット

当委員会では、中小企業者、金融機関、地方自治体、信用保証協会のそれぞれの立場から「併存協会」のメリット、デメリット、「単独協会」のメリット、デメリットを洗い出し検証を行った。その結果は以下のとおりである。

《中小企業者からみたメリット、デメリット》

	併存（市協会＋県協会）	単独（県協会）
メ リ ッ ト	・融資メニューの選択肢が豊富である ・両協会のサービスを享受することができ きる ・決め細やかなサービスが期待できる ・企業の声が届きやすい	・県協会の制度だけを理解すればよい
デ メ リ ッ ト	・制度メニューが市と県にあり、多すぎ て使いこなせない ・両協会の制度を理解する必要がある ・審査が統一ではない場合がある	・融資メニューの選択肢が少ない ・信用保証協会の選択ができなくなる

《金融機関からみたメリット、デメリット》

	併存（市協会＋県協会）	単独（県協会）
メ リ ッ ト	・融資メニューの選択肢が豊富である ・両協会のサービスを享受することができ きる	・県協会の制度だけを理解すればよい ・協会を利用している企業の融資承諾状 況の把握が簡単である
デ メ リ ッ ト	・制度メニューが市と県にあり、多すぎ て使いこなせない ・両協会の制度を理解する必要がある ・両協会を利用している企業の融資承諾 状況の把握に時間がかかる	・信用保証協会の選択ができなくなる

《市からみたメリット、デメリット》

	併存（市協会＋県協会）	単独（県協会）
メ リ ッ ト	・市の施策に合わせた独自の制度を創設しやすい ・対象者が少ない制度メニューも速やかに創設できる ・市に理事等の任命権があり、市内経済に精通した人選ができる ・協会の事務所が近くにあり、直ぐに打合せ等ができ、意思疎通が図りやすい	・監督、指導や各種の事務処理が不要となり、事務量が軽減となる ・県と類似した資金メニューが整理され、財政的負担が減少することがある
デ メ リ ッ ト	・監督、指導や各種の事務処理が必要である ・協会の経営状況により、財政的支援が発生する場合がある	・市の施策に合わせた制度が創設しにくいことがある（他自治体の実情を考慮する必要がある）

《信用保証協会からみたメリット、デメリット》

	併存（市協会＋県協会）	単独（県協会）
メ リ ッ ト	・市と県が互いに切磋琢磨し、顧客へのサービスが図られる ・保証審査は両協会が独自で行うため、資金調達の選択肢が広がる ・併存協会の歴史があり、市内中小企業者に広く根付いている	・両協会の利用状況を確認する必要がなくなる ・審査基準が一本化となる ・経費が圧縮され、経営効率が向上する ・対外通知、広報周知が集約され、事務負担が軽減する
デ メ リ ッ ト	・保証額（利用状況）の確認処理が必要である	・信用保証協会の選択ができなくなる

<検証>

①併存協会のメリット

- 市の政策運営を融資面で支える市保証については評価できる。
- 市保証では、必然的に市制度の占める割合は大きく、市としてメリットがある。
- 顧客の状況をよく把握し、親密に処理を進めている。県保証にもそういう点はあるが、顧客にとってどちらの協会を利用するか選択肢があるのはよい。
- いくつも協会があることで、保証協会が周辺の他協会の制度を意識する。競争の原理が発生する。
- 融資メニューは豊富であるほど顧客にとってメリットがある。
- 東日本大震災後の対応の件では、併存していてよかった。

②併存協会のデメリット

- 「メニューが多すぎる」という項目は、決定的なデメリットではない。(今日の震災保証のような対応があるため)
- どちらの保証協会を利用するかは、中小企業者は金融機関に任せている。

③単独協会のメリット

- 役員人件費や事務費などが削減でき、効率的な運用ができる。

④単独協会デメリット

- 岐阜市の震災保証は保証料の負担がなく金利も有利であるが、もし保証協会が一本化されたならこのような（魅力的な）商品が生まれなかった。
- 県制度については県が考えることではあるが、（仮に一本化だった場合に）市の震災保証と同等の県制度があったかどうか不明である。

(3) 岐阜市信用保証協会の実績

①各種指標から見た取り組み

岐阜市信用保証協会は、全国52の協会の中で規模が一番小さい。そのため、平成23年3月末における各種のデータを見てみると、殆どの

指標において全国平均と比べ低い結果となっている。ただし、代位弁済率、回収率（実質回収率）は全国平均より高い。

【平成23年3月末】

	岐阜市信用保証協会	岐阜県信用保証協会	全国平均
実収保証料率	0.97	0.91	0.99
信用保険料率	0.43	0.42	0.42
代位弁済率	2.22	1.92	2.66
回収率	8.93	5.01	3.97
実質回収率	2.67	2.07	1.79
経費率	0.37	0.21	0.25
人件費率	0.24	0.14	0.15
物件費率	0.12	0.08	0.10
運用益率	0.07	0.10	0.09
役職員数	34名	88名	115.7名
常勤役員数	3名	5名	4.9名
一人当り承諾件数	64件	168件	166件
一人当り保証債務 平均残高	28億4百万円	62億21百万円	58億41百万円
一人当り経常収入	3,209万2千円	7,495万7千円	7,130万8千円
一人当り経常支出	2,240万6千円	3,962万1千円	3,911万9千円
一人当り収支差額	61万7千円	2,765万7千円	1,609万8千円
出捐金 (累計)	10百万円 (32億92百万円)	3百万円 (73億25百万円)	2百万円 (117億6百万円)
事務補助金	1,352万6千円	5億3,933万4千円 (うち県補助金 5億1,854万円)	1億8,141万4千円
保証料補給	3億858万8千円	—	4億4,595万2千円
損失補償補填金	5,745万8千円 (連合会のみ)	5億612万8千円 (うち連合会 4億8,108万3千円 県2,484万円 市町村20万5千円)	18億4,971万1千円

②信用保証に対する取り組み

岐阜市信用保証協会は、昭和24年の協会設立後、60年以上にわたり市内の中小企業者に対して融資の保証を行ってきた。

初年度は129件1,251万8千円の保証債務残高であったが、昭和38年度には10億円、昭和48年度には100億円を超え、平成7年度には1千億円を超えた。その後は9百億円台であったが平成23年7月末に再び1千億円を超えた。

このことは、岐阜市信用保証協会が市内中小企業者の資金の円滑化に対する役割を担ってきたことと言える。

③市融資制度に対する取り組み

岐阜市の融資制度は昭和25年度より実施されてきたが、平成13年度末から平成23年12月までの過去約11年間の融資実績を見ると、保証承諾、保証債務残高共に全体は、平成13年度末と比べ平成23年12月末は大きく減少しているのに比べ、岐阜市融資制度における保証承諾は若干の減少でとどまり、保証債務残高は大幅な増加となっている。この要因は、平成19年までは大きな変化はなかったものの、平成20年のリーマンショックによる世界的な金融危機の影響並びに平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響で、売上等が減少した中小企業者が市融資制度を積極的に活用したことによるものと想定される。

このことから、ここ数年における岐阜市信用保証協会は市融資制度をサポートすることで、保証承諾の側面から景気低迷時の地域経済の下支えに貢献してきたと言える。

保証承諾

	全体	うち市融資制度	割合
H13末	60,251百万円	23,736百万円	39.4%
H23.12末	32,273百万円	22,099百万円	68.5%
増減	△27,978百万円	△1,637百万円	29.1%

保証債務残高

	全体	うち市融資制度	割合
H 1 3 末	1 2 2, 3 7 3 百万円	3 1, 1 2 9 百万円	2 5. 4 %
H 2 3. 1 2 末	1 0 4, 2 2 3 百万円	5 6, 7 8 5 百万円	5 4. 5 %
増減	△ 1 8, 1 5 0 百万円	2 5, 6 5 6 百万円	2 9. 1 %

5. 岐阜市信用保証協会のあり方

(1) 結論

委員会の設置目的に基づき岐阜市信用保証協会のあり方について様々な角度から検証した結果、以下のとおり結論付ける。

現時点における岐阜市信用保証協会は、市内の中小企業者に対して資金の円滑化を支援する機関として存在意義は大きい。

ただし、小規模協会、併存協会であることの課題についての様々な議論の中で、今後も利用者及び岐阜市政双方の期待に応えられる質の高いサービスを維持しつつ、経営基盤に裏付けされた継続性を確保できなければその存在意義は危ぶまれる。

そのため、経営の効率化を図るなど一層の経営基盤の強化が望まれる。

(2) 判断の理由

岐阜市信用保証協会は、昭和24年に設立されてから60年を超える長い歴史的経緯の中で、地域に根ざした親切丁寧な協会として、中小企業者の資金の円滑化を支援する機関として役割を担ってきた。また、保証債務残高も平成14年度以降は9百億円台であったが、平成23年7月に再び1千億円を超えたことは、岐阜市信用保証協会の存在意義が大きいと言える。

昨年度策定した「岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書」においても、小規模協会ならではの「かゆいところに手が届く」サービスの提供を強みとして、岐阜市の政策実現の一翼を担う機関としての役割を果たすとしている。

当委員会でも、中小企業者、金融機関、行政、信用保証協会のそれぞれの立場からみた併存協会、単独協会などの様々な項目について検証を行ったが、現状では併存協会であることに対しての異議は見当たらない。

しかしながら、信用保証協会を取り巻く環境や小規模な協会であるがゆえの経営基盤の脆弱性、経済情勢の不安定時における財政的支援の継続性に関する危惧は払拭されない。

よって、サービスの低下を及ぼさずに効率的な経営を行うことが岐阜市信用保証協会に求められる。

また、今後も様々な要因により存続が問われることが想定されるため、継続的にあり方を検証していく必要がある。

資料編

○岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会 委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	2 1
○岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会 要綱	・ ・ ・ ・ ・	2 2
○岐阜市信用保証協会の将来像に関する報告書	・ ・ ・ ・ ・	2 4

岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会 名簿

<委員>

団体名	役職	氏名
愛知大学	地域政策学部教授	鈴木 誠
岐阜商工会議所	常務理事	齋藤 博之
株式会社十六銀行	審査部審査総務グループ課長	近藤 貴紀
岐阜信用金庫	審査部信用リスク管理グループ長	鈴木 成功
岐阜市信用保証協会	会長	山田 正
岐阜市	商工観光部長	伏屋 真敏

<オブザーバー>

団体名	役職	氏名
岐阜県信用保証協会	常務理事	松井 茂
岐阜市信用保証協会	参事兼総務企画課長	仲田 繁則

<事務局>

団体名	役職	氏名
岐阜市	商工観光部次長	青山 武彦
岐阜市	商工観光部経営雇用対策課長	高木 裕二
岐阜市	商工観光部経営雇用対策課経営支援係長	奥田 泰史
岐阜市	商工観光部経営雇用対策課経営支援係主事補	加野 由佳

岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会要綱

平成23年7月1日決裁

(設置)

第1条 市内中小企業者の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するために設置された岐阜市信用保証協会の今後のあり方を検討するため、岐阜市信用保証協会のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岐阜市信用保証協会に対する今後の対応に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 中小企業に関する事項に精通している者
- (3) 金融に関する事項に精通している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光部経営雇用対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

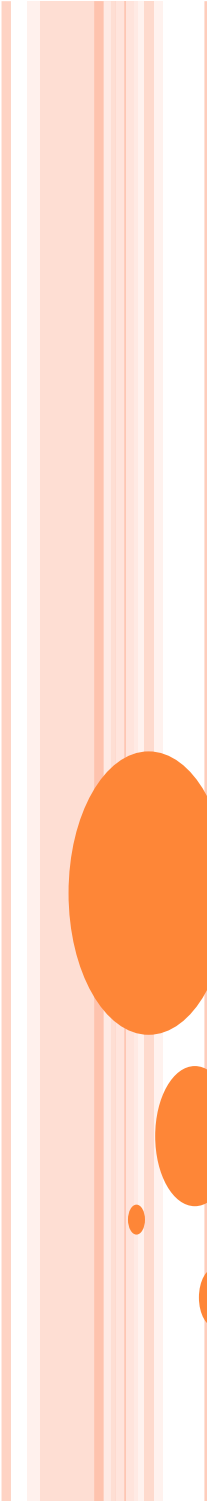
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。



岐阜市信用保証協会 の将来像に関する報告書

平成23年3月
＜岐阜市信用保証協会将来像検討会＞

目 次

1. 信用保証協会の意義・役割	P. 1
2. 信用保証の理念	P. 1
3. 信用保証協会とは 信用補完制度とは ①信用保証制度 ②信用保険制度	P. 2～P. 3
4. 岐阜市信用保証協会の歩み (1) 設立から現在まで (2) 保証制度の歩み (3) 保証債務残高の推移	P. 4～P. 8
5. 岐阜市信用保証協会の体制 (1) 岐阜市信用保証協会の倫理憲章 (2) 岐阜市信用保証協会の組織図 (3) コンプライアンス体制	P. 9～P. 11
6. 岐阜市信用保証協会の特色 (1) 岐阜市内の中小企業者の保証利用推移 (2) 岐阜市信用保証協会の強み	P. 12～P. 13
7. 岐阜市信用保証協会の現状分析 (1) 外的要因 (2) 内的要因	P. 14～P. 22
8. 利用者サービスの向上 (1) 行動指針 (2) チャートフロー	P. 23～P. 24
9. 岐阜市信用保証協会の将来像	P. 25
10. 今後の取組み ＜岐阜市信用保証協会が行う取組み＞ ＜岐阜市が行う取組み＞	P. 26～P. 31
＜添付資料＞ (1) 保証から代位弁済までの推移表(現状分析資料) (2) 県保証制度と岐阜市融資制度との比較表 (3) 校区別残高推移表 (4) 主力4行の残高推移表	添付資料(1)-1～(1)-25 添付資料(2) 添付資料(3) 添付資料(4)

1. 信用保証協会の意義・役割

信用保証協会の役割は、中小企業者の金融の円滑化を図ることにある。

事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者に対して、金融上の強力な『公共的保証人』となって、事業資金調達の円滑化に努める専門機関が信用保証協会である。

また、中小企業者と金融機関とを結びつける「かけ橋」の役目を果たすことが目的であり、多くの中小企業者の中に埋もれている信用力を発掘し、資金調達の裏付けをして、その企業者を発展に導き、寄与することに大きな意義、役割がある。

なお、現在、信用保証協会は各都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市）があり、全国であわせて52協会が設けられている。

2. 信用保証の理念

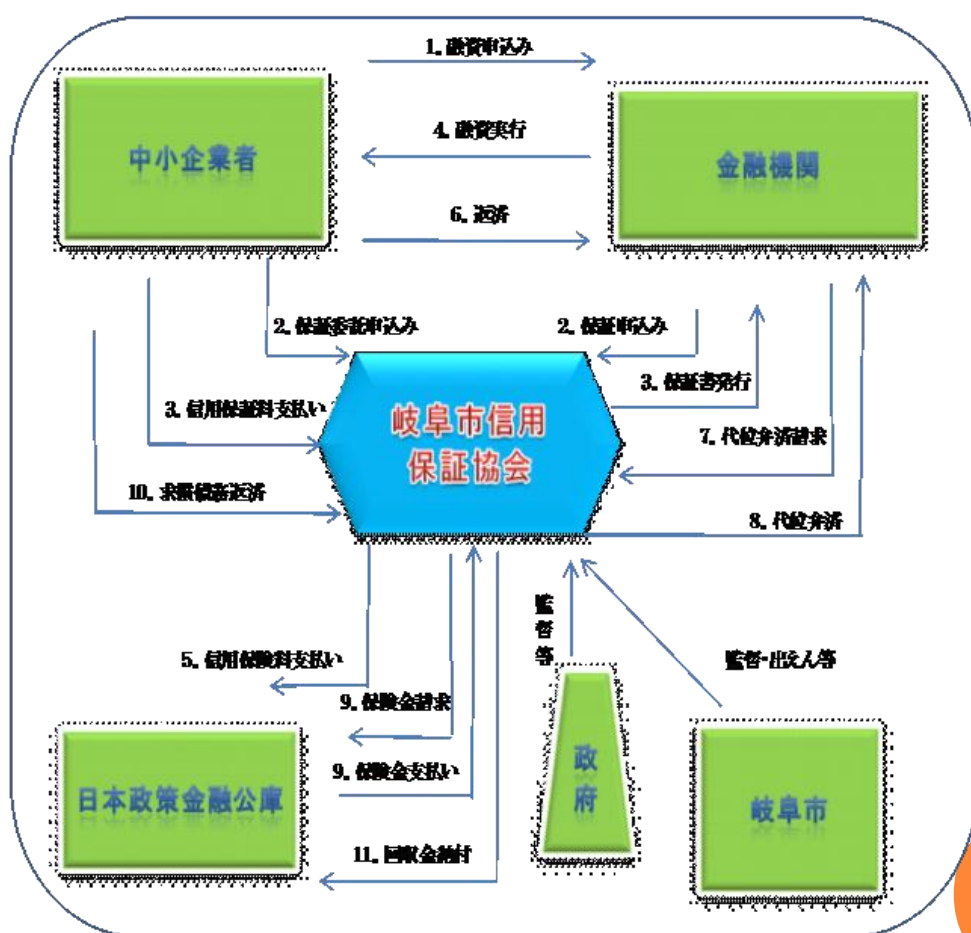
信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供等、多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

3. 信用保証協会とは

信用補完制度とは

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して保険をかける信用保険制度の総称である。

両制度は、相互に一体的に機能しており、これを合せて信用補完制度という。



①信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者と金融機関及び信用保証協会の3者である。

- ア) 中小企業者は、金融機関を経由して信用保証申込を行う。
- イ) 信用保証協会は、事業内容、経営計画、弁済計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知する。
- ウ) 保証承諾を受けた金融機関は中小企業者へ融資を行う。この時に、中小企業者は信用保証料を負担する。
- エ) 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済する。
- オ) 事業上の都合で万一返済できない場合は、信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ借入金を弁済する。
- カ) その後、中小企業者と相談しながら信用保証協会は借入金の返済を受ける。

②信用保険制度

信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としている。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の2者である。

- ア) 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受ける。
- イ) 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払う。
- ウ) 信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行う。
- エ) 信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領する。
- オ) 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者および連帯保証人からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付する。

4. 岐阜市信用保証協会の歩み

(1) 設立から現在まで

昭和24年 4月28日	岐阜市、中小企業者の出捐により社団法人岐阜信用保証協会（事務所は、岐阜市役所経済部内）
昭和27年度	岐阜市美江寺町（岐阜市公会堂内）に事務所移転
昭和28年 8月10日	信用保証協会法公布特殊法人岐阜市信用保証協会に変更
昭和29年度	保証債務残高1億円達成
昭和30年 5月27日	社団法人全国信用保証協会連合会に入会
昭和38年度	保証債務残高10億円達成
昭和40年度	岐阜市金町（岐阜市民センター内）に事務所移転
昭和42年度	岐阜市明德町（現事務所）に事務所移転
昭和48年度	保証債務残高100億円達成
平成7年度	保証債務残高1,000億円達成
平成12年度	保証協会債権回収株式会社の設立
平成21年度	岐阜市信用保証協会設立60周年

(2) 保証制度の歩み

※（市）とは岐阜市制度、（全）とは全国制度のことをいいます。

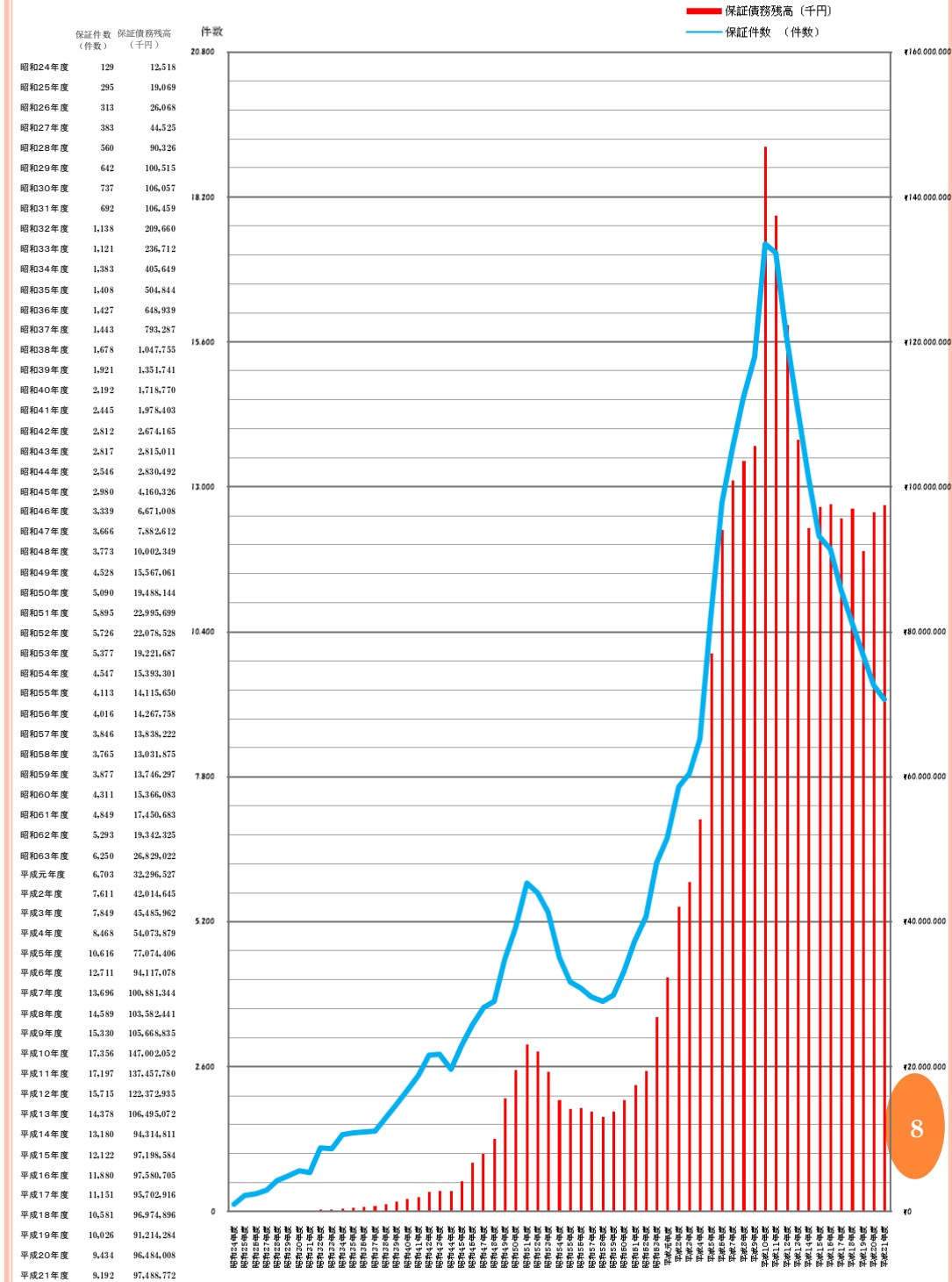
昭和25年度	「季節特別資金」取扱い開始（市）
昭和34年度	「災害融資特別保証」取扱い開始（市）
昭和45年度	「公害防止施設設備資金」取扱い開始（市）
昭和48年度	「中小企業開業資金」「中小企業転業資金」取扱い開始（市）
昭和55年度	「中小企業体質強化資金」取扱い開始（市）

昭和62年度	「当座貸越根保証」取扱い開始（全） 「長期経営資金保証」取扱い開始（全） 「事業者カードローン当座貸越根保証」取扱い開始（全）
平成 元年度	「消費税導入円滑化保証」取扱い開始（全）
平成 8年度	「創業者支援資金」取扱い開始（市）
平成 9年度	「新分野進出支援資金」取扱い開始（市）
平成10年度	「中小企業金融安定化特別保証」取扱い開始（全） 「中心市街地商業等活性化関連保証」取扱い開始（全） 「中心市街地商業等活性化支援関連保証」取扱い開始（全） 「中堅企業（破たん金融機関等関連）特別保証」取扱い開始（全）
平成11年度	「中小企業融資保証」取扱い開始（市） 「中小企業体質強化資金保証」取扱い開始（市） 「中小企業経営環境変動対策資金融資保証」取扱い開始（市） 「創業関連保証」取扱い開始（全） 「経営資源活用関連保証」取扱い開始（全） 「経営革新関連保証」取扱い開始（全） 「経営基盤強化関連保証」取扱い開始（全）
平成12年度	「新活用事業関連保証」取扱い開始（全） 「新業分野開拓関連保証」取扱い開始（全） 「中小企業特定社債保証」取扱い開始（全）
平成13年度	「売掛債権担保融資保証」取扱い開始（全）
平成14年度	「無担保当座貸越（貸付専用型）根保証」取扱い開始（東海地区協会オリジナル保証） 《内容》一定の要件を満たす中小企業者に対し、当座貸越根保証を無担保で保証することにより、事業に必要な資金を反復継続的、安定的に供給し、金融の円滑化に資することを目的とした制度。 《実績》802件 7,146,100,000円 「事業再生保証」取扱い開始（全） 「資金繰り円滑化借換保証」取扱い開始（全）

平成15年度	「下請振興関連保証」取扱い開始（全） 「サンクス55保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》 創立55周年を迎え、中小企業者への更なる支援を図るため期間限定で保証枠の弾力的な取扱いを行うことを目的とした制度。
平成16年度	「サンクスII保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》 『サンクス55保証』の無担保当座貸越根保証に係る資格要件該当企業の保証枠を更に拡大し、制度の取扱期間を延長。 《実績》 1012件 16,709,137,000円 ※『サンクス55保証』を含む。
平成17年度	「流通業務総合効率化関連保証」取扱い開始（全） 「Long-Growth（LG）保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》 テールヘビー先のプロパー、保証付きを旧債振替することで、金融機関自己査定の債務者区分（格付け）が好転するため、取扱金融機関にとって魅力があり、中小企業者も超長期（15年）の保証期間により穏やかな約弁額となり、資金繰りに余裕ができるため、破綻率も低下することを目的とした制度。 《実績》 268件 10,783,206,000円 「SSP（スーパースピードパワフル）保証」取扱い開始（東海地区協会オリジナル保証） 《内容》 金融再生法開示債権の正常債権先（金融機関自己査定の債務者区分の要注意先以上で、要管理先を除く）を対象とし、スコアリングシステムを導入している金融機関や内部格付を実施している金融機関と連携して、市内中小企業者の資金需要に迅速に対応することを目的とした制度。 《実績》 1022件 13,939,000,000円 「SSL（市保証スモールローン）保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》 金融再生法開示債権の正常債権先（金融機関自己査定の債務者区分の要注意先以上で、要管理先を除く）を対象とし、サンクス保証、SSP保証、LG保証の対象から外れた中小企業者に対し、小口事業資金の需要に迅速に対応することを目的とする。なお、金融機関がデフォルト発生時点の元金の一部を金融機関負担金または事務補助金として拠出する実質部分保証である。 《実績》 243件 2,394,530,000円

平成18年度	「特定研究開発等関連保証」取扱い開始（全）
平成19年度	責任共有制度の導入 「サポート岐阜保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》中小企業者に対し、低保証料率の適用により信用保証料の負担を軽減し、長期経営資金にも対応可能とした保証を行うことにより利便性の向上を図り、もって中小企業者の発展に資することを目的とした制度。 《実績》38件 754,868,000円 「地域産業集積関連保証」取扱い開始（全） 「地域産業資源活用事業関連保証」取扱い開始（全） 「特定信用上関連保証」取扱い開始（全） 「再挑戦支援保証」取扱い開始（全） 「事業再生円滑化関連保証」取扱い開始（全） 「小口零細企業保証」取扱い開始（全） 「岐阜プレミアム20保証」取扱い開始（協会オリジナル保証） 《内容》厳しい経営環境にある岐阜市内の中小企業者に対し、低保証料率により信用保証料の負担を軽減し、もって利便性の向上と、その金融の円滑化を図ることを目的とした制度。 《実績》253件 3,483,044,000円
平成20年度	「農商工等連携事業関連保証」取扱い開始（全） 「農商工等連携支援関連保証」取扱い開始（全） 「一括支払契約保証」取扱い開始（全） 「経営承継関連保証」取扱い開始（全） 「原材料価格高騰対応等緊急保証」取扱い開始（全） 「予約保証」取扱い開始（全）
平成21年度	「商店街活性化事業関連保証」取扱い開始（全） 「商店街活性化支援関連保証」取扱い開始（全） 「条件変更対応保証」取扱い開始（全） 「緊急保証制度」取扱い開始（全） 「景気対応緊急保証制度」取扱い開始（全）

(3) 保証債務残高の推移



5. 岐阜市信用保証協会の体制

(1) 岐阜市信用保証協会の倫理憲章

① 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を生かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

③ 法令やルール of 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

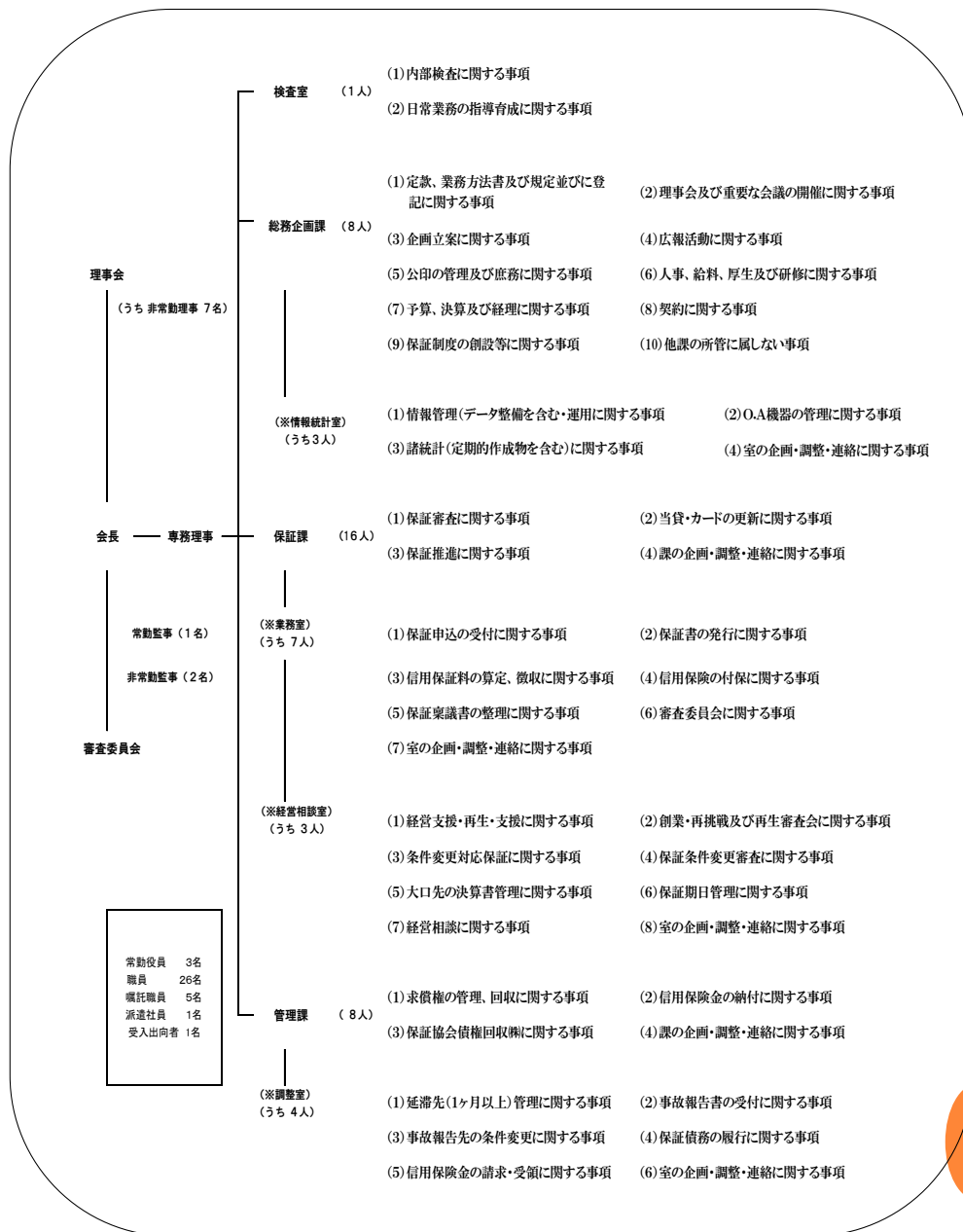
④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

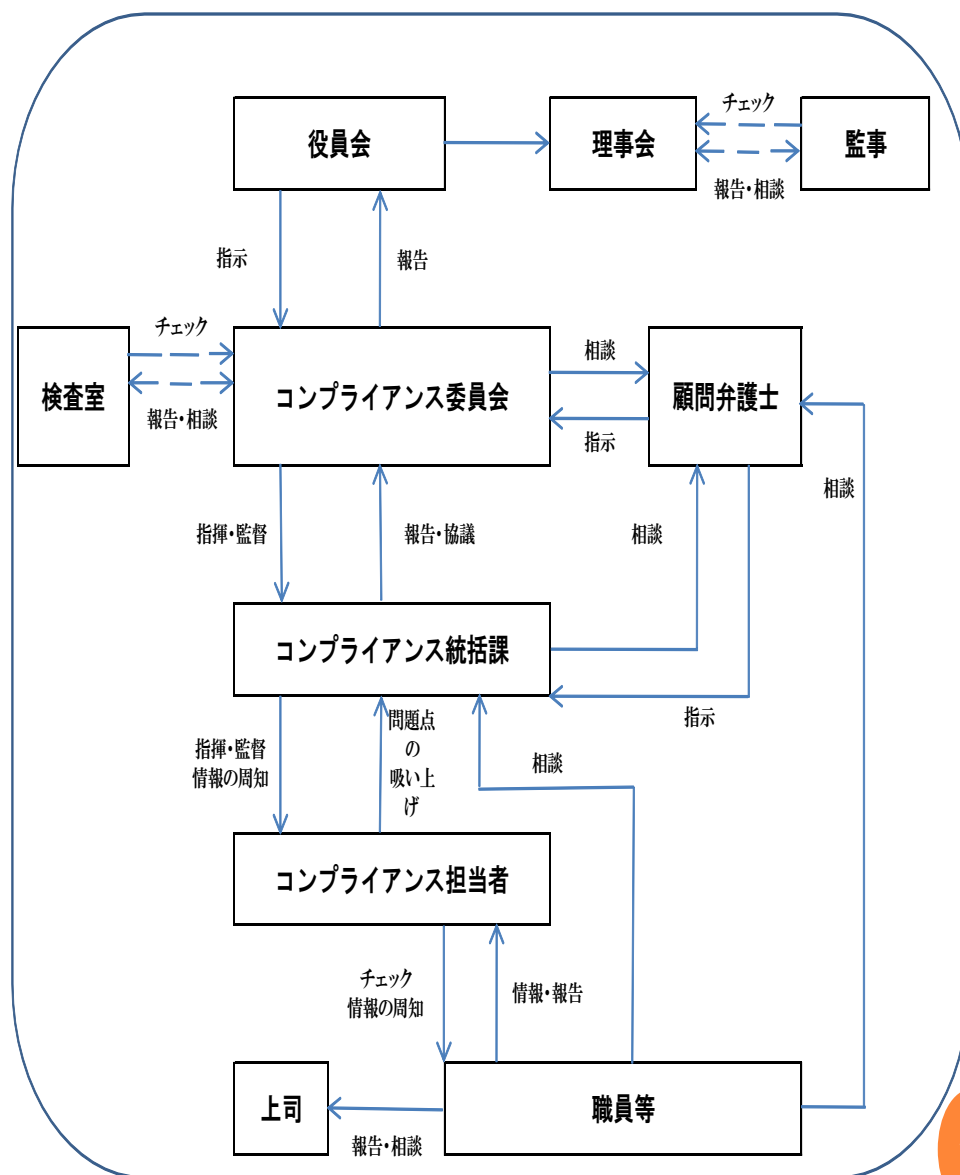
⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

(2) 岐阜市信用保証協会の組織図（平成22年10月1日現在）



(3) コンプライアンス体制



6. 岐阜市信用保証協会の特色

(1) 岐阜市内の企業者の保証利用推移

※岐阜市内の中小企業者の事業所数は、5年に一度の計測値
注) 事業所数であり、中小企業者数ではない。

<平成17年度末 現在>

岐阜市内事業者数（平成13年10月1日現在の数）	25,838件
うち市保証利用者数	5,660件
市保証利用者シェア	21.9%

<平成18年度末 現在>

岐阜市内事業者数（平成13年10月1日現在の数）	25,838件
うち市保証利用者数	5,329件
市保証利用者シェア	20.6%

<平成19年度末 現在>

岐阜市内企業者数（平成18年10月1日現在の数）	23,338件
うち市保証事業者数	5,093件
市保証利用者シェア	21.8%

<平成20年度末 現在>

岐阜市内企業者数（平成18年10月1日現在の数）	23,338件
うち市保証事業者数	4,887件
市保証利用者シェア	21.0%

<平成21年度末 現在>

岐阜市内企業者数（平成18年10月1日現在の数）	23,338件
うち市保証事業者数	4,888件
市保証利用者シェア	21.0%

岐阜市信用保証協会と岐阜市役所は、徒歩5分圏内にあり岐阜市の中心地から各関係機関、中小企業者等に対し、各種情報を発信し密な連携を図ってきた。

上記のとおり、岐阜市信用保証協会の保証利用者のシェアは、岐阜市内の事業所数5社に対して1社の保証利用（21.0%）があり、岐阜市の政策における「地域産業の活性化」にも多大な貢献をしている。

また、全国レベルで見た場合でも、県保証の市内の保証利用者数と合算した場合は39.5%《両協会両企業の名寄はしていない》となり、全国平均37.9%を上回っている。加えて、当協会は県保証の市内の保証利用者率18.6%を2.4ポイント上回っており、地域密着型の保証協会であることがわかる。

(2) 岐阜市信用保証協会の強み

- ①中小企業者や金融機関が市保証、県保証のそれぞれの体制、商品(岐阜市、協会オリジナル制度)を比較することでお互いが切磋琢磨し、顧客サービスの向上となり、岐阜市外の中小企業者や金融機関より、資金調達の選択肢が多い。
- ②当協会だからこそ、中小企業者のニーズを直に吸い上げ、保証制度を創設してきた。
- ③県制度と比較し、市制度は中小企業者の調達コストが低く、優位性がある。
- ④当協会だからこそ、協会全体で情報の共有を行うことができるほか、迅速な意思決定が可能である。
- ⑤都道府県の制度融資は昭和52年度から平成15年度までに2倍弱に増加したのに対して市町村単位の制度融資では3.5倍(全国値)と増加している。これは市、協会がともに地域の実態等を把握し、ニーズに合わせたきめ細かな商品開発ができることを意味する。
- ⑥保証協会、金融機関が連携し、期中管理面での協調関係を強化し、中小企業者の支援、育成に貢献している。
- ⑦当協会が行ってきた業務、今後行っていく業務は金融の円滑化から始まり、雇用促進、中小企業の成長に繋がり、岐阜市の発展に貢献している。
- ⑧常勤監事を外部から登用し、業務の適正かつ能率的な運営を確保するとともに会計経理の適正を期している。

これまでも公的保証人として半世紀以上にわたり岐阜市の中小企業と歩んできた実績からも、小さい協会ならではの『かゆいところに手が届く』信用保証制度の提供、信用保証サービスの提供が当協会の最大の強みである。

7. 岐阜市信用保証協会の現状分析

(1) 外的要因

① 信用補完制度の見直し、検討課題

政府は経営支援・再生支援の強化や担保・保証人に依存しない保証へのニーズの高まり、更には、金融機関による貸出姿勢の変化等を受けて、制度創設以来の抜本的な見直しを行うこととし、中小企業政策審議会基本政策部に、小委員会を設置し、平成16年12月より以下の内容の審議が行われ、平成17年6月に以下のとおり取りまとめられた。

ア) 利用者の視点に立った制度見直し、サービス強化

1. 経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化

- ・信用補完制度においては、金融機関と保証協会が連携し、中小企業に対してきめ細かい支援を行うことが重要であるが、保証協会においては、十分な取組みが行われていない状況のため、経営支援・再生支援を専門とする組織を創設することなどにより、体制を整備すべきである。
- ・中小企業の再生支援を強化するため、原則として禁止されている再生ファンド等への保証付き債権の譲渡、求償権放棄、求償権先への新規保証について、中小企業再生支援協議会が策定した再建計画等の適切な基準を前提として、弾力的に行えるようにすべきである。

2. 保証制度の多様化・柔軟化のための見直し

- ・ノンバンク等が設立する信託会社が行う融資についても、保証の対象とし、中小企業金融の担い手の多様化を図るべきである。
- ・料率体系について、経営状況を一定程度考慮したものとするとともに、経営努力を勘案した割引制度を検討すべきである。
- ・不動産担保や保証人に依存しない保証についても、更に推進・検討すべきである。
- ・保証協会の事務の簡素化・効率化 等

イ) 金融機関との適切な責任共有による連携強化

- ・負担金制度や部分保証制度を広く導入することにより、保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が、保証協会と連携して中小企業に対するきめ細かい支援を行う仕組みが必要である。⇒責任共有制度

ウ) 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立

- ・保険制度等については、平成15年度の保険料率改訂や今回の見直しの効果を見た上で、具体的な対応を検討すべきである。
- ・保証協会は、業務の合理化等により健全な運営基盤を構築すべきである。
- ・地方自治体も適切な財政支援を行うべきである。
- ・信用補完制度を活用している地方自治体の制度融資のうち、事故率が極めて高い制度等については、制度利用を見直すべきである。

エ) 信用補完制度の運営規律の強化

- ・各保証協会は「年度経営計画」を策定・公表し評価を受けるとともに経済産業省による指導・監督により、運営規律を強化すべきである。

②参議院経済産業委員会で

ア) 平成20年6月の参議院経済産業委員会で民主党の議員から「神奈川県、大阪府、愛知県などは規模が大きいためしょうがないところもあるが、政令指定都市でない岐阜県に何故、小規模協会が併存しているのか」との質疑が行われ、中野正志経済産業副大臣より下記内容が答弁された。

- ・地元自治体あるいは商工関係団体等が中心となりまして、地域の中小企業の育成と支援のために協会の設立が必要であると歴史的にも判断された。
- ・地方公共団体や地元金融機関との緊密な連携の下で、地域の中小企業政策の重要な一翼を担う機関としての独自の機能を果たしている。
- ・岐阜市信用保証協会は、確かに保証残高は973億円、ただ、累計としては、いい形で保証業務を行っている法人である。

③中小企業庁からの口頭要請（全国信用保証協会連合会経由）

- ア) 地域併存の協会であり、事業規模と経営の効率化等を総合的に勘案し、中期的な組織のあり方について検討すること。
- イ) 県及び市からの損失補償等を含む財政支援について、たとえば、足元の緊急保証で既保証からの借り換え等により、自治体を実質的に負担軽減される場合にあっては、引き続き十分な財政支援対応を図ること。

④持続可能な信用補完制度に向けた研究会で

中小企業庁、財務省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫、全国信用保証協会連合会との間で、信用補完制度を巡る諸課題について研究会が行われ、平成20年7月時点における「とりまとめ」は以下のとおりである。

ア) 制度見直しの具体的な提案内容

- ・保険料率の引上げ(法令改正事項)
- ・負担金の還流
- ・会計割引の見直し
- ・制度関係者(自治体、金融機関、中小企業)の負担のあり方を広く見直す必要がある。

イ) 出口戦略(現下の資金繰りの状況に加え、制度見直しの方向性と整合的な戦略を模索)

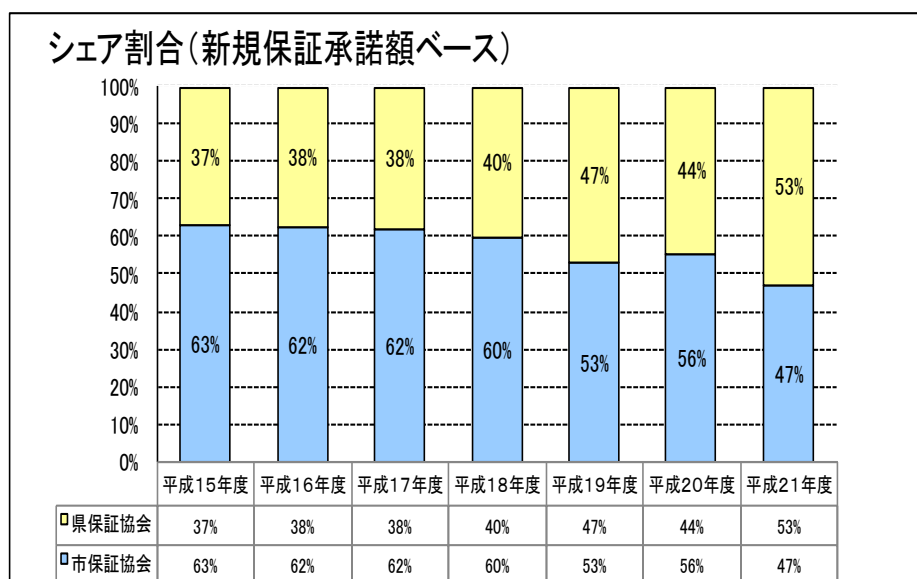
- ・景気対応緊急保証の評価
- ・金融機関の対応への関心の高まり
- ・財源問題と保険財政

(2)内的要因

①保証制度のデータ結果から

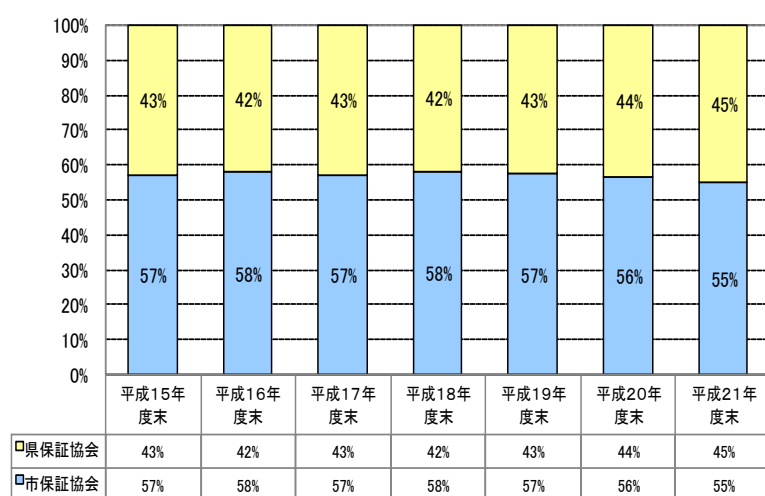
ア)利用度の高い保証制度(10制度)のうち、プロパー金利の保証制度が5制度あり
岐阜市保証制度の利用が低い。(平成22年3月末)
一般的に金融機関が、高金利かつ変動金利型の融資商品を推進する層はカテゴリー1～5の中小企業者と推測され、岐阜市、岐阜市信用保証協会、金融機関がその層の中小企業者へ岐阜市保証制度のアプローチを行っていないと思われる。

②県保証と市保証のデータ結果から



1.上記グラフより、直近における県保証の新規保証承諾が増加した要因は、緊急保証の利用促進の努力と推測される。県保証は、既往の無担保保証(10保険)から緊急保証(10-02)に借換えし、代位弁済後の自己負担額の減少(ロスの減少)に重点をおいた取組みを推進したと考えられる。

シェア割合（年度末債務残高ベース）



2. 上記グラフより、直近における県保証の保証債務残高が増加した要因は、新規保証承諾の増加および借換えによる返済期間の長期化が中小企業者、金融機関にとってメリットとなり、県保証の保証債務残高が増加したものと考えられる。

②保証金額のデータ結果から（平成22年3月末）

保証金額5,000千円以上30,000千円未満の利用が多い。

<全体>

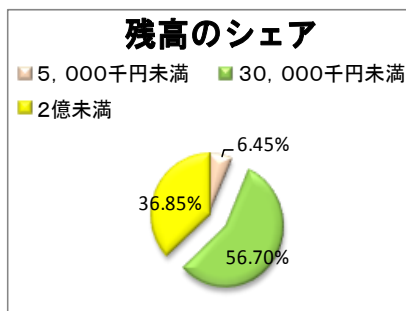
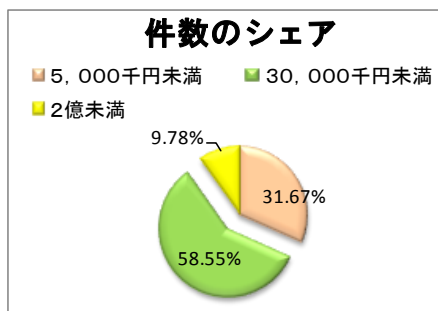
件数 9,192件

残高 97,488,772千円

<保証金額5,000千円以上30,000千円未満>

件数 5,382件 全体からのシェア 58.55%

残高 55,273,472千円 全体からのシェア 56.70%



③保証期間のデータ結果から（平成22年3月末）

保証期間5年以上10年以下の利用が多く、10年超が少ない。

<全体>

件数 9,192件

残高 97,488,772千円

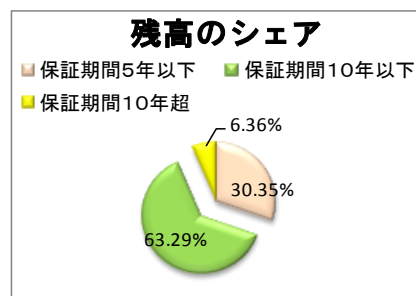
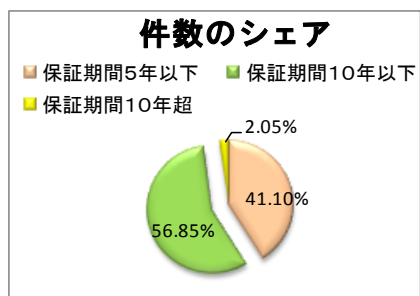
<保証期間5年以上10年以下>

件数 5,226件

残高 61,696,891千円

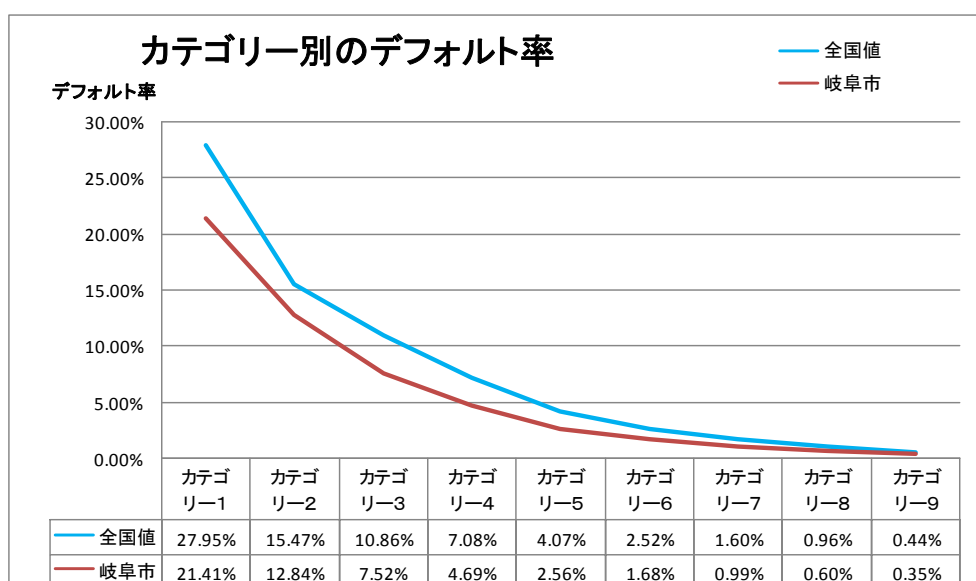
全体からのシェア 56.85%

全体からのシェア 63.29%



④CRD（Credit・Risk・Database＝中小企業信用リスク情報データベース）および代位弁済からのデータ結果からの検証

CRDとは・・・中小企業の経営状況を判断することを通じて、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことにより、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指し構築されたスコアリングモデルである。現在、非営利法人「有限責任中間法人CRD協会」によって運営されている。



※岐阜市信用保証協会のデフォルトは平成21年度末保証承諾額に対するもので、カテゴリーが9にいくほどデフォルト率は低くなる⇒破たん率が低くなる

デフォルト(Default)とは・・・

本来履行されるべき債務が履行されなくなり、利払いや元本の償還が行えない状態に陥ること。

CRD保証残高のデータから・・・

平成21年3月末カテゴリー別の中小企業者の残高

<全体>

件数 9,434件

残高 96,484,009千円

<カテゴリー1～5>

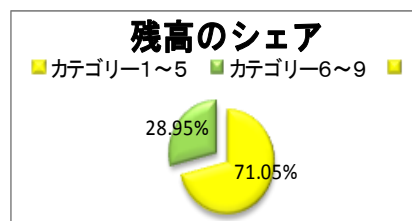
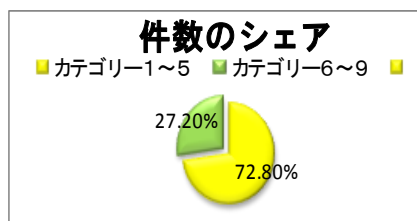
件数ベース 6,868件 全体からのシェア 72.80%

金額ベース 68,550,162千円 全体からのシェア 71.05%

<カテゴリー6～9>

件数ベース 2,566件 全体からのシェア 27.20%

金額ベース 27,933,847千円 全体からのシェア 28.95%



CRD代位弁済のデータから・・・

平成21年3月（平成20年度）末カテゴリー別の代位弁済

<全体>

件数 205件

残高 2,055,114千円

<カテゴリー1～5>

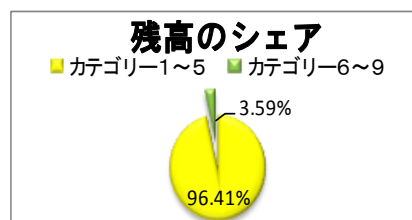
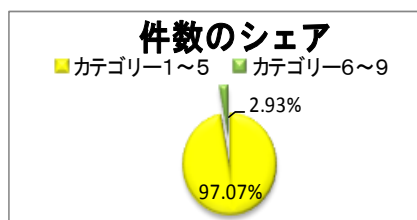
件数ベース 199件 全体からのシェア 97.07%

金額ベース 1,981,261千円 全体からのシェア 96.41%

<カテゴリー6～9>

件数ベース 6件 全体からのシェア 2.93%

金額ベース 73,853千円 全体からのシェア 3.59%



CRD保証残高のデータから・・・

平成22年3月末カテゴリー別の中小企業者の残高

<全体>

件数 9,192件

残高 97,488,772千円

<カテゴリー1～5>

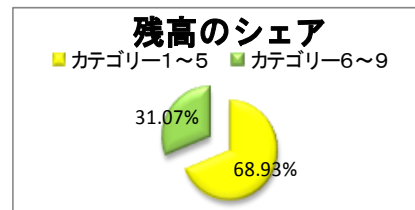
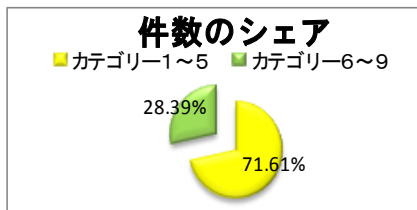
件数ベース 6,582件 全体からのシェア 71.61%

金額ベース 67,196,078千円 全体からのシェア 68.93%

<カテゴリー6～9>

件数ベース 2,610件 全体からのシェア 28.39%

金額ベース 30,292,694千円 全体からのシェア 31.07%



CRD代位弁済のデータから・・・

平成22年3月（平成21年度）末カテゴリー別の中小企業者の代位弁済

<全体>

件数 2,399件

残高 2,875,750千円

<カテゴリー1～5>

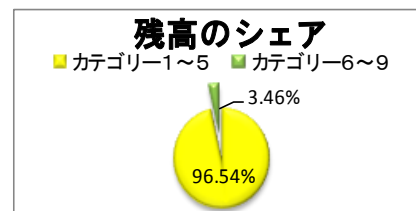
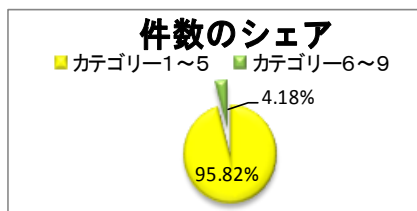
件数ベース 2,299件 全体からのシェア 95.82%

金額ベース 2,776,106千円 全体からのシェア 96.53%

<カテゴリー6～9>

件数ベース 10件 全体からのシェア 4.19%

金額ベース 99,644千円 全体からのシェア 3.46%



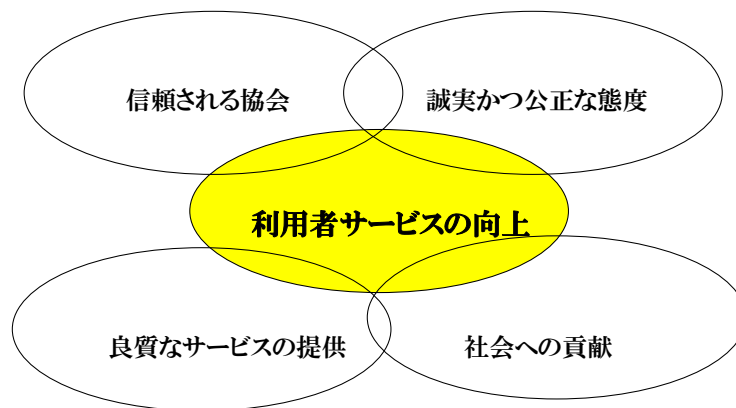
前記「(2)内的要因」にかかわる今後の検討課題等について

- ①金融機関 営業店担当者と中小企業者へ、業況、信用力に応じた適切な保証制度の提案、提供を行う必要がある。
- ②現行の審査方法による保証承諾で、保証残高の約69%(67,196,078千円)がカテゴリ1～5の中小企業者で占めている。リスクに比例して代位弁済も増加するため、カテゴリ1～5の中小企業者に対する保険収支を視野に入れた審査方法、連帯保証人、担保徴求等の協会独自の新制度創設の検討、変更が必要である。
また、一方で、協会への損失補てん等がある岐阜市保証制度の新制度創設の検討を求めることも必要となる。
- ③カテゴリ6～9の中小企業者の層に対する審査方法は、カテゴリ1～5の中小企業者の層と、同一の審査方法で行っている。各層に応じた審査方法の検討、変更が必要である。
- ④リスクに比例してカテゴリ6～9の中小企業者の代位弁済が低い。この層に対しても、保証利用拡大の推進を行う必要がある。

8. 利用者サービスの向上

(1) 行動指針

当協会は4つの行動指針を掲げ、利用者サービスの向上を図る。



信頼される協会

利用者から親しまれ、信頼される協会をつくる。

誠実かつ公正な態度

法令等を遵守し、誠実かつ公正な事業活動を行う。

良質なサービスの提供

絶えず事務の改善を図り、良質なサービスの提供に努める。

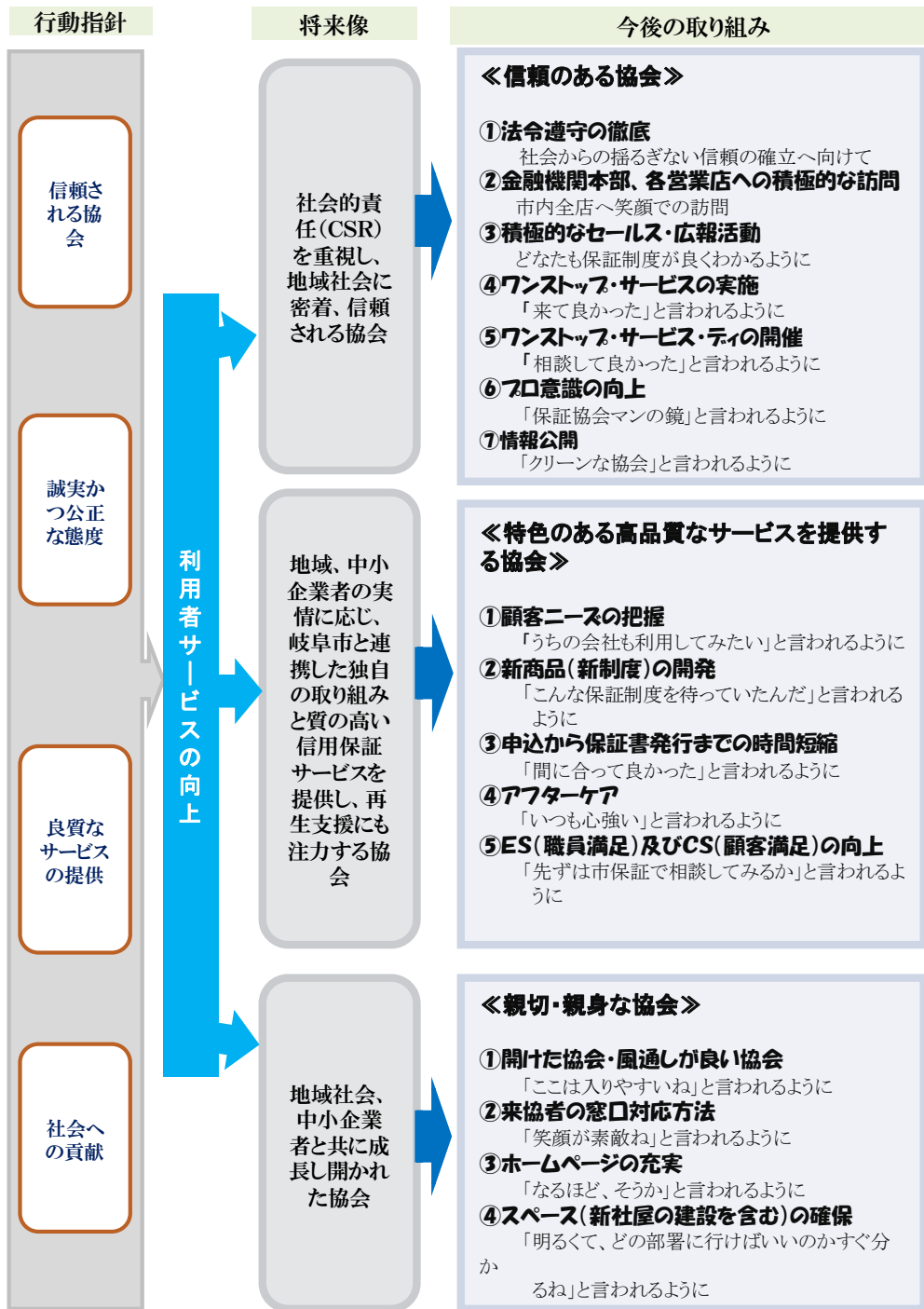
社会への貢献

地域住民とのコミュニケーションを図り、社会への貢献に努める。



利用者サービスの向上

(2) チャートフロー



9. 岐阜市信用保証協会の掲げる将来像

『岐阜市の政策実現の 一翼を担う機関として…』

(1) 信頼のある協会

岐阜市に現場の声（協会の声）を伝え、提案を行い、協働して地域の活性化に貢献し、加えて社会的責任（CSR）を重視するとともに地域社会に密着、信頼される協会を目指す。

(2) 特色のある高品質なサービスを提供する協会

地域、中小企業者の実情に応じて、協会自らが知恵を出し、工夫をし、岐阜市と連携した独自の取組みを行い、中小企業者の新たな信用力、秘められた可能性を発掘し、その企業の活性化のために創意と工夫を生かした質の高い信用保証サービスが提供でき、再生支援にも注力する協会を目指す。

(3) 親切・親身な協会

地域社会、中小企業者とともに成長できるよう、開かれた協会を目指す。

10. 今後の取組み

岐阜市信用保証協会の掲げる将来像に向け、岐阜市信用保証協会および岐阜市が行う取組みを以下のとおりとした。

《岐阜市信用保証協会が行う取組み》

(1) 信頼のある協会にむけて

①法令遵守の徹底

法令を遵守することはもとより、経営理念を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動する。

②金融機関本部、各営業店への積極的な訪問

ア) 保証制度の推進、セールスのため、保証担当者ごとに月間単位の営業店訪問計画を策定し、行動内容を定例会で報告する。

イ) 岐阜市と連携し、金融機関本部、各営業店への積極的なセールスをする。

③積極的なセールス・広報活動

ア) 保証商品（保証制度）のチラシ配布、テレビ、ラジオのCM放送を行う。

イ) 保証商品（保証制度）の金融機関、商工関係団体向けの説明会を実施する。

ウ) 岐阜市と連携して中小企業者が岐阜市融資制度を理解して資金調達を受けられるようセールス・広報活動を行う。

④内・外問わずワンストップ・サービスの実施

金融機関担当者、中小企業者からの問合せ、相談等が一つの窓口で完了するように努める。

⑤ワンストップ・サービス・デイの開催（イベント・フェアの企画・立案）

市内中小企業者の相談支援対策の一環として、岐阜市、日本政策金融公庫、中小企業診断協会等と連携し、様々な相談支援サービスを一つの窓口で行えるよう企画・立案する。

⑥プロ意識の向上

ア) 積極的に研修へ参加、自己啓発を行い、常に学びの心、意識を持ち見識、知識を高める。

イ) あらゆる物事に対し、深く考え行動につなげる。

ウ) 全職員の業務知識を高め、協働して質の高い仕事、質の高いサービスを追求する。

⑦情報公開

ア) 決算内容等を情報公開し、透明性のある経営を行う。

(2) 特色のある高品質なサービスを提供する協会にむけて

①顧客ニーズの把握

企画、保証推進部署が金融機関本部や中小企業者を訪問、あるいはアンケート調査等を行い、常にフレッシュな情報入手に努め顧客ニーズを把握する。

②新商品（新制度）の開発

ア) 中小企業者、金融機関のニーズにマッチした新商品（新制度）を開発する。

《協会オリジナル制度》

カテゴリー別の新商品を検討。

《岐阜市制度》

I. 岐阜市制度の汎用性を高め、集約することにより、利用者に分かりやすく利用しやすい制度を提案する。

・『岐阜市一般保証（仮称）』

・『岐阜市経営安定関連保証（セーフティネットの認定のみ対象）（仮称）』

II. 岐阜市の施策と合致し、柳ヶ瀬商店街の活性化を支援することを目的とした新商品を提案する。

・『アトラクティブ柳ヶ瀬商店街（仮称）』

イ) 岐阜市の政策を実現するための活動をする。

③当協会の強みである意思決定の速さを活用し、スピーディな対応

ア) 審査期間短縮を心掛け、スピーディな対応をする。

イ) 短期間で諾否の決定ができる保証商品（保証制度）を開発する。

ウ) 与信判断の基準、チャートフロー等を作成し審査基準を整備する。

エ) 当日受付の案件は、可能な限り当日中に処理する。

オ) 審査期間に限らず、すべてにおいてスピーディな対応を心がける。

④アフターケア

創業者（開業）資金の貸付実行後、中小企業診断士が代表者、経理担当者と面談し、様々な相談や支援を行いサポートする。

⑤E S（職員満足）及びC S（顧客満足）の向上

『E S（職員満足）なくしてC S（顧客満足）なし。』職員満足度の向上は仕事に反映され、仕事の充実が社会、顧客、家庭に反映される。

職場環境の整備や、意識向上策を打ち出し、職員の協会への貢献意識を高める改革を行う。

（例）地元企業、地元金融機関等の経営者から経営哲学、人生観、信条など幅広い内容の講義を受ける。

(3) 親切・親身な協会にむけて

①開けた協会・風通しが良い協会にするために

常に信用保証協会本来の役割を認識し、行動するとともに、コンプライアンス、苦情処理等の研修を強化し職員の資質向上に努める。

②来協者の窓口対応方法

金融機関担当者、中小企業者へ親切的な対応、親身な対応、丁寧な対応ができる職員を育てる。

③ホームページの充実

ア) 金融機関、中小企業者から保証料試算、メールによる質問、問合せ、基本書式の充実を図り、ダウンロードができるようにする。

イ) 常に中小企業者、金融機関職員の利便性を考え、丁寧な情報発信に努める。

④スペース（新社屋の建設を含む）の確保

ア) 中小企業者、金融機関職員が来協しやすい面談スペースの確保、業務の効率化推進等のため、新社屋の建設（取得等）に向け準備を進める。

イ) ゆとりある空間で中小企業者、金融機関職員に安心を与える。

《岐阜市が行う取組み》

岐阜県内には、岐阜県信用保証協会と岐阜市信用保証協会が存在しており、岐阜市内の中小企業者は、両協会の信用保証を受けられる環境にある。

そうした中で、岐阜市は岐阜県信用保証協会よりも先に設立された岐阜市信用保証協会とともに、岐阜県の融資制度には無い岐阜市独自の融資制度を確立しながら金融施策を行なってきた経緯がある。

今後も、岐阜市は岐阜市信用保証協会とともに、市内中小企業者のニーズに即座に対応するため、岐阜県融資制度では補うことのできないような以下のきめ細やかな取組みを行うものである。

①岐阜市融資制度の広報

岐阜市は、市内中小企業者の事業活動が円滑に行われるために、事実上必要とする資金の融資制度を設けている。

中小企業者が取引のある金融機関に資金調達を相談した場合、その多くが金融機関の判断により資金メニューが決定され、中小企業者の判断により資金メニューが決定されることは少ない。

そうしたことから、中小企業者が岐阜市融資制度を理解して、有利な条件で資金調達を受けられるよう、岐阜市融資制度の周知を中小企業者に行う必要がある。

改善策
(案)

項 目	内 容
パンフレットの簡略化	現行のパンフレットは、内容が細かく分かりにくいいため、中小企業者に分かりやすい内容のものを作成
岐阜市融資制度の周知	「広報ぎふ」や商工会議所等が発行する情報誌へ、インパクトある記事の掲載および出前講座の実施

②新たな岐阜市融資制度の充実

岐阜市内の企業の多くが中小企業者であり、それら中小企業者の事業活動が岐阜市の経済を活性化し、元気で潤いのある都市とする。

市内の中小企業者のみならず、他都市の中小企業者にとっても、岐阜市内で事業活動の展開を図るためには、資金の確保や調達は重要な要素であると考ええる。

そこで、現在または将来において、岐阜市が実施を予定している事業施策の中で、中小企業者が融資を活用し地域経済の活性化に繋がると想定されるものについては、新たな融資制度として創設する。そして、岐阜市信用保証協会は、中小企業者の融資に対する保証を行うという側面から関わりを持ち、岐阜市の地域経済発展に貢献を行う。

岐阜市融資制度として創設することが可能と思われる事業は、次のとおりである。

創設が考えられる融資メニュー例

No.	融資名	担当部	趣旨	対象
1	地場産業に関する融資	商工観光	岐阜市の地場産業である繊維産業の活性化を図る	繊維製品(付属品を含む)を取り扱う全ての事業者 ＜例＞製造、販売を営む中小企業者への事業資金
2	観光に関する融資	商工観光	鶺鴒、長良川温泉、柳ヶ瀬などの既存の観光資源の活用や織田信長を活用した新たな観光事業を展開し、岐阜市へ観光客を呼び込む	観光に関連した事業者 ＜例＞宿泊施設、土産物（製造、販売）、柳ヶ瀬等のエリア内（保証対象全業種）で営む中小企業者への事業資金
3	空き店舗に関する融資	商工観光	空き店舗の多い地域に、新たな出店者を募り、地域の活性化を図る	新たに出店を行なう事業者 ＜例＞柳ヶ瀬等のエリア内（保証対象全業種）で営む中小企業者への事業資金
4	地元生産農作物に関する融資	農林	市内で生産する農作物の知名度を上げ、消費(販売)拡大を図る	地元農作物を取り扱う事業者 ＜例＞加工食品（製造、販売）、飲食店を営む中小企業者への事業資金
5	子育て支援、男女共同参画に関する融資	福祉 市民参画	女性が安心して働くことのできる職場環境を図る	子育て支援、男女共同参画対策に取り組む事業者 ＜例＞保育・育児ルームの整備、建設にかかわる事業資金。育児休業者の補充（雇用）対策資金。
6	障害者、高齢者に関する融資	福祉	障害者や高齢者が安心して働くことのできる職場環境の整備を図る 障害者や高齢者が利用しやすい店舗環境を図る	障害者や高齢者対策に取り組む事業者 ＜例＞バリアフリー整備（段差の解消、トイレ改修）にかかわる事業資金
7	国際化に関する融資	市民参画	外国人が安心して働くことのできる職場環境の整備を図る 国外市場での商品取引を図る	国際化に取り組む事業者 ＜例＞外国語による表示・案内の整備および国外市場への販売拡大にかかわる事業資金

8	健康に関する融資	健康	受動喫煙などによる健康への害を取り除き、健全な職場環境や店舗環境の整備を図る	健康対策に取り組む事業者 ＜例＞喫煙ルーム整備および分煙装置の設置にかかわる事業資金
9	施設の耐震化に関する融資	まちづくり推進	発生の予測がつかない大地震に備え、施設の耐震化を行い、生命・財産の被害を最小限に抑える	耐震診断により、改修等が必要となる施設を有する事業者 ＜例＞事務所・店舗等の補強改修にかかわる事業資金
10	町並み、景観に関する融資	まちづくり推進	地域の特色（景観や町並み）に合わせた改修を図る	指定された区域内の事業者 ＜例＞外壁改修、補修等にかかわる事業資金
11	特定の地域（市町村合併を含む）に関する融資	柳津地域振興事務所	市内全域の発展が均一となるよう、地域の特色に合わせた指定を行い、その地域の活性化を図る	指定された区域内の事業者 ＜例＞旧柳津町のエリア内（保証対象全業種）で営む中小企業者への事業資金